

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

第12回秋田市都市緑化推進専門部会

議事要旨

日時：平成20年1月15日(火)
午前9時30分～午後11時15分

場所：秋田市議場棟
第四委員会室

第12回秋田市都市緑化推進専門部会における主な意見等

・資料1「秋田市緑の基本計画 変更計画案」について - 資料1~1-2

説明 事務局

- A 委員：今までの計画に比べて踏み出した記述があるので、全体の方向性としては良いのではないかと思う。特に、緑について量だけでなく質についても分けて書いているのは良いと思う。ただ、緑の質がバリアフリーのみで評価されるというのは違和感がある。どのような公園、緑が必要なのかを皆で考えていくという記述があった上でバリアフリーにも配慮するということならいいのだが。
- もう一点、基本理念のところ、「育てるみどり」と「つくるみどり」の部分の書き方を工夫すべきかなと思う。「つくるみどり」に千秋公園や大森山公園など既存の公園が入っている。「育てるみどり」には、皆が関わるができること、しくみづくりといったことが書かれているが、逆ではないかと感じた。
- パブリックコメントにもあったように、どのように管理していくのかということが質の向上にもつながるし、今後の重要なテーマになってくると思うので、現在の公園の課題を探り、公園のあり方についても考えていく必要がある。
- B 委員：バリアフリー公園について、トイレをつくって車イスで利用できるようにというのもバリアフリー化だと思う。日本の公園というのは、公園をフェンスや土手などで囲ってしまうが、あれもひとつのバリアだと思う。どこからでもすぐに入っていけるようにするというのもバリアフリーではないか。また、公園の脇を猛スピードで車が走っていくことについても、ひとつのバリアだと思う。バリアフリーだけでなく、公園のあり方、周りの環境ということも含めて考えるべきではないか。
- 事務局：現在国の補助事業の対象となっている施設というのが、資料にも記載されているように、緊急的に整備を行うべき施設として12の施設に限定されている。公園のバリアを開放するという意味では、通路や施設に限ったことではないと考えられるので、今後アクションプラン等の策定に向けて出来るだけ開放できるように検討をして、そのときにまたご意見を頂けるようにしたい。
- B 委員：都市緑化という場合、都市の風景等も密接な関係があると思うが、風景論やデザイン論のようなものはこの計画書の中にはあまり出てこな

い。どこかで議論する段階はあるのか。

事務局：現況調査の中で、眺望という視点での景観評価はしている。しかし、公園という身近な緑の景観については、現状触れていないので、地域の特色を生かした公園づくり、景観づくりといったような記述をどこかに入れ込むことを検討したい。

B 委員：計画書の中では緑の演出という言葉が使われているが、例えば天徳寺付近について、天徳寺というのは松の木が多い。しかし、周辺の街路樹は全く違う樹種を使っている。このあたりに配慮するような表現を入れた方がよいのではないかと思う。

A 委員：B委員の指摘はまさに緑の質の話だと思う。これについての表現を追加すると、量と質を分けた意味がもっと出てくるのかと思う。併せて緑化の範疇からはずれるかもしれないが、まちづくりという視点でのサイン計画というのにも検討すべきではないか。

C 委員：緑の質の話については、私も皆さんと同様に考えていた。量の話をするすると短期目標が現状プラス1%程度となっている。このくらいしかできないものか。

事務局：秋田市は昨年度末で一人当たりの公園面積が16.6㎡程度になっており、全国平均の9.7㎡の倍ちかい面積を持っている。よって国や県の補助を受けることができず、市単独での新規整備もなかなか難しくなっているのが実情である。高齢化等の進展もあり、やはり公園のリニューアルの重要性も高まっているため、目標値の伸びの設定が少なくなっている。

D 委員：バリアフリー化の中身を見ると、ほとんど施設の改善となっているが、児童遊園地の遊具についての改善計画や整備方針といったものは、入れることができないか。

事務局：児童遊園地のメンテナンスについては、市の単独費でやってきている。緑の基本計画の中で扱うには具体的すぎるかなということで、記述をしてはいないが、今後のアクションプラン策定のなかで記載をしたい。

B 委員：つくる、まもる、そだてるの基本方針の中には、神社・仏閣についても触れている。このまえ寺町を歩いてみたが、寺の中の古木が伐採されており、非常にもったいない気がした。これらを守るために、行政として、風致地区に指定したりするなどで関わっていけないのか。

事務局：地域の人から、地域にとって重要なみどりとして守りたいという話があれば、市として後押しするような制度は持っている。計画の119頁に記載のある「特別緑地保全地区」「緑地保全地域」といった制度がこれにあたる。

E 委員：緑の質についての内容の検討は重要と考える。公園の施設の問題にな

るが、防犯面、安全面についての工夫や考えを持っているか。外にある公共施設、特にトイレなどについては、怖い、暗い、汚いなど、あまり良いイメージを持たれない。どういう風に配置するのか、いかに入りやすくするのかといった点も考えてもよいのではと思うが、市としての考えを教えて欲しい。

事務局：公園再整備を進めるなかで、一定の防犯ラインというのは考えなければならないものである。本計画には記載していないが、アクションプランで策定時には、避難地としての安全安心と防犯面での安全安心の具体的なメニューについて検討していきたい。

E 委員：87頁のグラフで、一番左側に将来目標があるが、見にくいので一番右側に持って行ってはどうか。

事務局：そのように修正する。

E 委員：109頁の一番下にアダプト制度という言葉を使っているが、注釈は必要ないのか。

事務局：アダプト制度というのは、里親制度とも言われている言葉で、道路や河川公園等で行われている制度である。指摘のとおり、注釈をつけることで対応したい。

F 委員：計画の方向性は良いのではないかと思う。質問等を用意していたのだが、具体的なことはアクションプランの方で対応することだったので、この計画については賛同する。

部会長：アクションプランはいつ頃策定するのか。

事務局：この基本計画が議会に報告され、認められてからで、平成20年度以降になる。そのアクションプラン策定の際には、具体的な施策等について委員の皆様へお示しし、ご意見やご指導をいただきたいと考えている。

A 委員：計画のなかで緑のネットワークについて、動線など物理的なネットワークを扱っているようだが、緑化に携わる人、担う人たちのネットワークについても文章で表現できないか。

事務局：緑のパートナーづくりの項目において、指摘事項について記載したい。

A 委員：市民と個別の人とのつながりという意味での記述になっているので、横のつながりを表すような記述をしていただきたい。

D 委員：河辺・雄和の施設等について記述が少ないような感じをうけるが、実際に調査はしたのか。そして記述は必要ないのか。

事務局：河辺地区については、旧町の緑の基本計画があったので、その計画内容を反映し、整合性を図っている。旧雄和町については計画を持っていなかったが、旧秋田市、旧河辺町、旧雄和町の調査は同様に行った。ただし、計画の内容については、身近な緑を確保していくという目標

のもと、内容を検討しているので、人口密度が高いところの記述が多くなっている。河辺地区、雄和地区においては、緑を守る、保全するということを主眼においた計画内容になっている。

部会長：そういった観点で再度精査してもらいたい。35ページの景観に河辺雄和地区の航空写真を載せてはどうか。

G委員：アクションプランを策定する際についてだが、先ほど説明があったアダプト制度導入や市民協力などでの街路樹等の枯れ葉処理や落葉処理についての記載も検討してもらいたい。

事務局：先進他都市では、市民が枯れ葉を集め有機的肥料などとして活動に生かされている事例もある。今のご指摘については、市民協働への取り組みとして課題であるため、これは少し先の課題として検討させてもらいたい。

F委員：緑のまちづくり活動支援基金の創設が記載されているが、今まで町内や団体に配布していた花苗などの制度は、全ていきなり基金に移るのか、経過措置として一定の期間を設けるのか教えてほしい。

事務局：町内会等への花苗交付については、経過措置として平成20年度春苗交付は、従来どおりとする。しかしながら夏苗以降は基金のほうで手続きをお願いしたい。PR等も行いながら、できるかぎりハードルが高くならないように配慮していきたいと考えている。

H委員：つくる、まもる、そだてるの全てを成り立たせなければ、公園でも緑地でも、市民活動でも長続きしないと思う。造ったからには、その管理というものが重要視されるべきである。街路樹にしても管理を考慮して樹種を選定するなどへの配慮も必要と思われる。
花壇についてだが、指導者がいる花壇は良く整備されている。市では花壇で使う花苗を提供をしているが、無駄な植え方をしている花壇もあるので、今もやっている相談コーナーのほか指導者の育成なども進めていただきたい。

部会長：今の意見については、アクションプランに策定時に反映していただきたい。ほかにご意見等ないか。

意見等なければ今日ご指摘されたところを修正したものを、私が内容を確認し、専門的なことがあれば、それぞれの委員に相談する。その後、この審議いただいた変更計画案を各委員と審議会に報告するというところでよろしいか。

各委員：了承

部会長：それではそのように進める。

・資料2 保存樹について

- 資料2-1、2-2

説明 事務局

部会長：緊急事態に保存樹の伐採が必要なときには、審議会にはいつ報告するのか。

事務局：現行の手続きでは、倒伏等による滅失の場合は、委員が現地確認後、直近の審議会で報告をすることになっているが、緊急事態であったことから伐採と判断したものである。本日は、今後の手続き等について委員の皆様からご意見をいただきたい。

部会長：事務局では、今後はこの制度をどのようにすることを考えているのか。

事務局：このような緊急事態の際には、条例等を変えずに運用面で対応したいと考えている。現行の制度上、保存樹の解除について、要綱では四つの解除理由が定められているが、その内「(1)倒伏、滅失、枯死または著しく損傷したとき」の緊急の場合に限って解除する場合についての委員からの意見聴取の方法について議論していただきたい。

C 委員：緊急な場合であるので、部会長に一任するなどして対応していただければと思う。

D 委員：私も部会長に一任し、直近の審議会等で報告してもらえればと思う。

F 委員：部会長に一任していただいて、事後報告が最良ではないか。

E 委員：(1)の緊急の場合に限って解除に限定するのか。「(2)人や住家に危害を及ぼすおそれの生じたとき」についても同じと考えられるが。

C 委員：(2)については難しいが、今回の千秋公園については(2)に該当すると判断できる。であれば、(1)と同様に部会長に一任ということではよいのではないか。

D 委員：人家に危険を及ぼす恐れがあるということなので、(2)も同様の扱いにすべきではないか。

部会長：それでは、樹木医もしくは部会長が木を確認した上で、(1)、(2)については、部会長に一任ということではよろしいか。

各委員：了承

事務局：調査した結果、既に樹木がないものの指定解除についても、同様な扱いをしてもらいたいと考えるが、どうか。

C 委員：事後報告ということで、よいのではないか。

部会長：では同様に部会長に一任、報告ということにしたい。
ほかに何かあるか。

H 委員：ほかに倒木のおそれのある保存樹もあると思われる。保存樹の本数も多く大変だと思うが状況調査が必要ではないか。

事務局：現在調査中である。時間がかかると思うが整理していく予定である。

部長：大変な作業と思うが、ぜひ実施してほしい。

F委員：危険な保存樹の調査経過を知らせてほしい。

事務局：了承

以上